会社経理統制令と経理検査

久保田 秀 樹

I はじめに

1934年(昭和9年)に公表された商工省財務諸表準則の貸借対照表第一総則の九には、「計理士をして監査せしめたるものは其の旨を附記すべし」と規定されていた。しかし、外部監査の重要性は一部の識者によって認識されていたに過ぎなかった。

「会社経理統制令」は、配当や給与等の規制を目的とするものであり、経理統制はそのための手段であった。また、その第36条にある閣令として準備された「企画院財務諸表準則草案」が法的基礎を得られなかったということもあり、「会社経理統制令」は「経理」という名を冠するにもかかわらず、会計研究サイドからは従来あまり注目されてこなかった。「会社経理統制令」には、経理検査に関する規定が設けられ、財務諸表や原価計算の統一化も、経理検査の前提として整備が予定されていた。「会社経理統制令」による経理検査は、当時、「外部監査」として論じられていたが、統制経済下のそれであるという点で第二次大戦後の公認会計士監査制度とは異質のものではある。しかし、制度として一般会社に対する経理検査の規定が含まれていた点では画期的なものであったし、そのための議論において提起された計理士制度の見直し等の問題は、少なくとも結果としては、第二次大戦後の公認会計士監査制度において反映されていく。本稿は、「会社経理統制令」における一般会社に対する経理検査について考察することを課題とする。

Ⅱ 「会社経理統制令」制定の経緯と目的

1930年代に昭和恐慌を背景に経済統制が始まったといわれる。しかし、当初 は自治統制が原則とされた。その後、1937年に始まった日中戦争が長期化する に従って、日本経済は戦時インフレに陥り、統制経済の強化が図られることに なる。1937年、企画院が設置され、1938年(昭和13年)には「国家総動員法」が 制定された。日本の経理統制の発端とされるのは、「国家総動員法」第11条の 規定を根拠とする、1939年(昭和14年)勅令第179号による「会社利益配当及資 金融通令 | であった。

「国家総動員法」第11条の発動に対しては、財界から強い抵抗があった。し かし、1938年11月4日の閣議において、末次内相、木戸厚相より第6条(労務 統制)の発動に対応して第11条をも発動すべしという意見が提出された。池田 蔵相兼商工相は配当制限反対の所信表明をしたが、1938年11月9日に、陸軍情 報部長の談話として、第11条即時発動論が新聞に掲載された。それが、政府部 内の対立を暴露し、財界を戦慄させ、株価の暴落という事態まで招来した。そ の後も第11条発動論が展開され、その結果、上記「会社利益配当及資金融通令」 が1939年4月1日公布、同10日から施行された。

その後、1939年には、勅令第707号による「軍需品工業事業場検査令」に基 づく軍需産業に対する陸軍・海軍の経理統制も行われる。当令は. 「国家総動 員法 | 第19条および第31条に基づいて制定されたものであった。これに呼応し て、一般会社に対する経理統制を目的として、「会社経理統制令」が、1940年 (昭和15年)10月16日、国家総動員法第11条の規定により、勅令第680号を以て 公布され、同年10月20日から実施された。

「経理」という言葉は、「国家総動員法|第11条の規定に見られる。今日で も一般には用いられるが,会計基準等の公式の用語として使用されることはな い。この用語に関して,当時もその意味内容に関して必ずしも共通認識はなかっ たらしく. 「会社経理統制令」をテーマとする円卓討論における1つのトピッ クとして取り上げられている。それによると「経理」という言葉は、当時陸海 軍で使われていた(日本会計研究学会1941,71頁)。そして、意味内容としては 「財務と会計を合わしたようなもの」と説明されている(日本会計研究学会1941. 73頁)。

その「経理」を統制するということは何を目的としたのだろうか。例えば、 今日の市場指向型会計においても意思決定に有用な情報の提供という目的のた めに会計基準の整備が行われている。つまり、会計は常に何らかの「目的」を 達するための「手段 | であり、その「目的 | がない限り、統制する意味はない。 「会社経理統制令」の場合、その成立の経緯を辿れば目的が自ずと明らかとな る。

「会社経理統制令」は、「会社利益配当及資金融通令」のうち、資金融通に 関する部分を「銀行等資金運用令」として分離した後、1年間の時限勅令「会 社職員給与臨時措置令 | を吸収して公布されたものであった。すなわち、「会 社経理統制令 | は、配当制限と役員・社員の給与等の制限、つまり分配を制限 することを直接的目的とする勅令であった。この統合は、前2勅令が、それぞ れ抱えていた問題点を克服するべく、会社経理に、より踏み込んだ統制をはか ることを意図していた。前者「会社利益配当及資金融通令」による配当制限に は、大株主が経営者を兼ねるケースが多かった当時、ボーナスを極端に上げる とか、旅費を出す等の形で配当制限逃れが行われたという(日本会計研究学会 1941.64頁)。また、「会社職員給与臨時措置令」については、機密費や交際費 の名目で重役賞与や職員手当を補足し、福利施設費を以て従業員の給与を実質 的に増加させるといったことが行われていた(太田1941,35頁)。

そして、労働賃金ではない職員給与の制限停止についての法的根拠の欠陥に 困窮したという事情もあった。つまり、労働賃金については「国家総動員法| 第6条の規定によって統制されたが、職員給与は労働賃金に相当しないため第6 条の適用範囲外にあった。そこで、給与は会社支出であり、従って一つの経理 事項であるとして「国家総動員法|第11条の第二の項目の「会社ノ利益ノ処分 償却其他経理ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ」とある. 「その他経理に関するもの」 としての取扱いによって急場を逃れたといわれている(春日井1941,12頁)。

こうした,分配の制限と表裏の関係にある目的として,戦時下の生産力拡充 のために,固定資産の減価償却によって内部留保を積極的に促進することも掲 げられた。

Ⅲ 会社経理統制の内容

上記のものをはじめ、「会社経理統制令」の目的をまとめると、(1)利益配当の制限、(2)役員および社員(商法上の「社員」とは異なり「会社職員」を意味する。)の給与制限、(3)特殊経費の支出統制、(4)資金運用の統制、(5)経理に関する報告並びに強制監査の5点である。これらの目的を達するための経理統制の具体的内容は、以下の10点から成る。

- (1) 配当制限 (第3条~第5条)
- (2) 特別積立金の積立およびその運用(第6条)
- (3) 給与統制(第6条~第28条)~報酬, 賞与, 退職金, 臨時給与の役員給与, および基本給料, 手当, 賞与, 退職金, 臨時給与等の社員給与を支給する場合には, 政府の許可を必要とする。
- (4) 支出予定額の報告(第29条)~会社の機密費・交際費・接待費・広告宣 伝費・寄付金等の経費支出に関する統制規制
- (5) 経費支出に関する命令(第30条)
- (6) 資産償却に関する命令 (第31条および第32条)
- (7) 借入金の限度の指定 (第33条第2項)
- (8) 余裕資金の運用に関する命令(第34条)
- (9) 経理に関する報告並に当該官吏の検査(第35条~第38条)
- (10) 会社経理統制令施行規則による会社概況報告書(施行規則第40条) および旅費規程の報告書(施行規則第42条) ~一定の形式による報告書を主務 大臣に提出

上記の規定のうち、その適用範囲が当令および施行規則によって明示されているのは(1)、(3)、(4)および(10)の4項目にすぎず、それは以下の通りである。

(1)→資本金 (株式会社の公称資本金, 合名会社または合資会社の出資金, 株

式合資会社の出資金および株金の合計額,相互会社の基金)20万円以上の 会社。

- (3)→資本金20万円以上,または役員および社員の合計数が常時30人以上の会社。
- (4)→資本金100万円以上の会社。
- (10)→資本金20万円以上の株式会社または資本金20万円未満の相互会社,併し 当令施行の際には,資本金15万円以上20万円未満の会社(相互会社を除く) は,会社概況報告書の提出義務あり(施行規則第41条)。

規定の上で万全を期し、総ての抜け途を封じたとしても、それが遵守されない限り、無意味である。そこで経理検査すなわち外部監査が、その実行に伴って必須の要件となる。上記のうち「(9)経理に関する報告並に当該官吏の検査」がそのための規定である。「会社経理統制令」の前身である「会社利益配当及資金融通令」にも第8条に以下のような規定があった。

「主務大臣ハ会社ノ資産,負債及損益の内容,利益ノ処分其他ノ経理ニ関シ 国家総動員法第三十一条ノ規定ニヨリ報告ヲ徴シ,又ハ当該官吏ヲシテ必要 ナル場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコト ヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分 ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ|

上掲の規定にも拘わらず、実地検査は人手不足により極めて稀にしか行われず、一定の様式に従って書類の提出を命じ、書類に不明の点があれば当該官庁に出頭を求めて、これを補うという方法を採っていたという(会社経理統制令解説1940、154頁)。官吏による検査を行いうることと当該検査を行う者が証票を携帯することを定めているが、検査の具体的内容については何の定めもない以上、当然の状況であったといえよう。「会社経理統制令」にも、同一の規定

172 山内隆教授退官記念論文集(第329号)

が第35条にある。

「主務大臣ハ会社ノ資産負債及損益ノ内容,利益金ノ処分其ノ他経理ニ関シ 国家総動員法第三十一条ノ規定ニヨリ報告ヲ徴シ,又ハ当該官吏ヲシテ必要 ナル場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコト ヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分 ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ」(第35条)

しかし、「会計経理統制令」では、経理検査の前提として、財務諸表、原価計算の統一化や勘定科目および帳簿組織の指定といった会計的な整備を図るための規定が新設された。すなわち、財務諸表並びに原価計算の統一化(第36条)、勘定科目並びに帳簿組織の指定(第37条)および指定された会社に関する監査(第38条)に関する規定である。以下にそれぞれの条文を掲げる。

「会社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ財産目録,貸借対照表,損益計算書及原価計算ニ関スル書類ヲ作成スベシ前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ評価スベシ

会社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調整ニ必要ナル帳簿ヲ備へ整 然且ツ明瞭ニ之ガ記載ヲ為スベシ|(第36条)

「主務大臣ハ必要アルト認ムルトキハ会社ニ対シ勘定科目及帳簿組織ヲ指定 シ之ニ依ルベキコトヲ命スルコトアルベシ」(第37条)

「主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ会社ヲ指定シ決算ニ関シ当該官吏ノ検 香ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ関シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル会社ハ当該官 吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ証明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ利益金ノ処分ヲナス

コトヲ得ズ | (第38条)

財産目録その他書類に関する第36条および勘定科目等に関する第37条の他、 固定資産の償却に関する第31条の施行は延期されていた。財務諸表および原価 計算の統一化については、企画院の財務諸準則統一協議会によってその草案が 作成され、財務諸表の統一を目論んだ企画院財務諸表準則については、結局、 法的基礎を得られなかったが、原価計算については1942年4月公布の閣令・陸 軍省令・海軍省令「原価計算規則|別冊として法的基礎を得るに至っている (久保田2000参照)。その後、第31条に基づく閣令として「会社固定資産償却 規則 | が1942年9月に公布され、即日施行された。

Ⅳ 会社経理統制の機構

個別事業法に規制される一部の業種以外の会社は大蔵省の所轄であった。大 蔵省の会社経理統制の機構については以下の通りであった。

最初、会社経理の統制を立案したのは、理財局であり、同局の金融課が中心 となっていった。その後1940年10月に「会社経理統制令」が施行されるととも に、新たに配当給与課が設けられ、利益配当および積立金ならびに役員および 社員給与の統制を担当した。また、資金調整課は金融課から分かれて設置され た。同年12月には会社の経理検査を担当する部署として監査課が新設された (大蔵省財政史編集室編1966.177-178頁)。

配当給与課および監査課は、いずれも応急の必要から作られたものであった が、全国の会社経理の統制は、それだけきわめて大きな規模の機構と人員を必 要とした。そこで中央、地方を通じ、資金調整と会社経理統制の両者を担当す る金融統制機構を整備することが問題となった。長谷川によれば、この段階で の大蔵省の経理統制関係官吏は、勅任官1名、書記官3名、事務官10名および 属官70名であった(長谷川1941, 6頁)。

その後、中央機関には理財局内の金融統制部門を独立した一部局とすること、 地方機関には税務監督局、税務署を活用することが大蔵部内で提案された。そ

174 山内隆教授退官記念論文集(第329号)

れを受けて、それまで理財局内にあった資金調整課、配当給与課、監査課が合併して、1941年7月に新たに会社部が設置され、以下の3つの課が設置された (大蔵省財政史編集室編1966.177-178頁)。

大蔵省会社部

- (1)総務課
- (2)資金調整課
- (3)経理統制課

「会社利益配当及資金融通令」では、報告を徴し、臨検検査を行う主体について具体的な規定がなかったが、「会社経理統制令」では税務監督局長並びに税務署長が大蔵大臣の行う許可事務の一部を代行することを以下のように規定していた。

「大蔵大臣ハ税務監督局長若ハ税務署長ヲシテ第三十五条ノ規定ニヨル報告 ヲ徴セシメ又ハ税務監督局長税務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同条ノ規定ニヨ ル臨検検査ヲナサシムコトヲ得」(第42条第2項)

この規定を受けて、税務監督局と税務署が、以下に示すように、会社経理統制の地方部局として利用された(大蔵省財政史編集室編1966,179-180頁)。

税務署

- (1) 資本金100万円未満の会社の関して、社員賞与支給方法の承認、役員 雑給与、社員特殊的手当または社員退職金準則の制定または変更の許可 および承認
- (2) 申請書および報告書に関する調査

税務監督局

(1) 税務署の取り扱うものを除き、資本金500万円未満の会社に関して、 利益配当の許可、合併会社の配当率指定、役員報酬および賞与、退職金、 臨時給与支給の許可、役員退職金準則の許可、社員初任基本給料準則、 賞与支給方法の承認、社員昇給、社員賞与経費支弁、臨時給与の許可

(2) 申請書および報告書に関する調査

税務監督局は「会社経理統制令」の施行を担当すると同時に機構を拡充して 財務局となり、その中に経理統制部を設けた。なお、当初、財務局は、東京、 大阪. 札幌. 仙台. 名古屋. 広島および熊本の7カ所に置かれたが、1943年11 月には新潟と松山の2局が増設され、合計9カ所となった(大蔵省財政中編集室 編1966,240頁)。

こうして、経理統制機構は大蔵省所轄に関しては上記のように整備されたが、 報告を徴する書類は非常に多かった。「会社経理統制令」と同時に「会社経理 統制令施行規則|(閣令第13号)が公布されているが、例えば、給与統制を受 ける資本金20万円以上、または役員および社員の合計数が常時30人以上の会社 は、当施行規則第43条により、毎時業年度の決算確定後30日以内に別表第30号 様式による会社経理状況報告書(本稿末尾に掲載)を主務大臣に提出すること が求められている。そして、さらに以下の書類を添付しなければならなかった。

- 1. 別表第31号様式による自己資本計算書
- 2. 別表第32号様式による利益配当金並に役員及社員給与計算書
- 3. 別表第33号様式による給与状況調書
- 4. 別表第34号様式による資産償却計算書
- 5. 別表第35号様式による以下の支出の予算実蹟対照表
 - a. 機密費, 交際費, 接待費, 広告宣伝費または同一性質の支出
 - b. 寄付金その他同一性質の支出
 - c. 法定福利施設費
 - d.任意(その他)福利施設費その他同一性質の支出
 - e. 研究費その他同一性質の支出
- 6. 別表第36号様式による旅費支実蹟調書
- 7. 別表第37号様式による経費支出明細書
- 8.財産目録、貸借対照表および損益計算書(損益計算書は総益金および総損 金を損益計算発生の原因により区分記載することとなっている。)

当時,資本金20万円以上の会社だけでも,12,000社あったという(会社経理統制令解説1940,30頁)。実地検査が人手不足により極めて稀にしか行われず,書類に不明の点があれば当該官庁に出頭を求めて,これを補うという「会社利益配当及資金融通令」の下での状況は,「会社経理統制令」の下でも大差なかったと考えられる。

V 経理検査

「会社経理統制令」をテーマとする円卓討論において,太田は,1940年当時,外部監査の実状について,「軍需品工場事業場検査令」による陸軍並びに海軍の経理検査が一番実行され,徹底していると述べている(日本会計研究学会1941,105頁)。

当時を回顧した証言によると、陸軍の事情は次のようなものであった。すなわち、当検査令が制定されると同時に、卒業したばかりの幹部候補生たる見習士官のうち、大学または専門学校で会計学関連の素養のあった者に、あらためて会計監督官に必要な原価計算の基礎から再教育し、各軍需調達官に配属せしめることになった。当初これらの会計監督官の卵は百数十名、軍需工場は約600あったため、1名の担当した事業場は2~5カ所であったという。人員数も不十分であり、監督官も初仕事、工場の側も初受け入れ、原価計算については官民ともに知識不足であった。また、監督官の不足により、下請工場は調査できても親工場には及び得ないとか、ザル法であったことは否定できないと証言している(柴田他1981,412頁)。

このように、専門の「会計監督官」を養成し、監査に当たらせた陸軍の場合でも、一番の問題点は、人員不足と会計監督官の質にあった。しかも「軍需品工場事業場検査令」によって、一定の方式により原価計算をなさしめ、あるいは経理および原価に関する外部監査をなしうる対象が以下のように限定的であったにもかかわらずである。すなわち、(1)軍機保護の必要ある物資、(2)軍用規格の定めのある物資、(3)軍において製造又は修理を指導する物資、(4)軍用に

供するものあるいはその生産額が当該工場事業場における生産額の半ばを占め るもの。(5) 前記各号以外のもので軍事上特に必要ある物資で軍部自ら経理並び に原価の調査を必要とする物資(同勅令第2条)。

陸軍の統制の経験から、経理統制が監査制度を伴わなければ無意味との認識 は、「会社経理統制令」制定前から存在し、一般会社の統制を行う場合、監査 要員の確保が問題であるとの指摘もあった(日本会計研究学会1940,68-69頁)。 長谷川によれば、経理検査を担当する大蔵省の会社監査官の昭和16年当時の任 命数はわずか2名であったという(長谷川1941,9頁)。その後,第二次世界大 戦への参戦によって戦時色が一層深まる状況下で,会社監査官の大幅増員は不 可能であったと考えられる。「会社経理統制令 | による経理検査の担当者につ いては.「会社経理統制令施行規則」にも詳細な規定はなかったが,太田は, 前掲の「会社経理統制令|第42条第2項の規定より「大体に於て監査担当者は 税務官吏を以て充てる当局の意図が窺はれる|(太田1941.39頁)と述べている。 大蔵省が経理検査に税務官吏を起用する場合の短所としても, 人員の不足が指 摘されている(長谷川1941.11頁、太田1942.214頁)。また、その他の短所とし て、有能な人材は永く検査官として留まらないため監査の専門家が得難いこと や、重過失によりある不正を発見し得なかったとしてもそれを直接咎める法規 がないため監査人としての責任の帰属が曖昧であるといったことが挙げられて いる (太田1942,214頁)。

そこで「会社経理統制令」の経理検査への計理士動員が提案される。計理士 動員の長所としては,例えば次の2点が挙げられている(長谷川1941,12-13 百)。

- 相当多数の人員の動員が可能である。
- 2. 計理十は経理検査の能力を持つ。

しかし他方で、計理士動員の短所として、計理士は当時、商工省の所管であ り、また動員のために別の法令を必要とする点。そして,計理士がそのままで 監査能力を発揮しうるか疑問として、計理士の再教育の必要性が指摘されてい る(長谷川1941.14頁)。それは、当時の計理土制度が以下のような状況にあっ

178 山内隆教授退官記念論文集(第329号)

たことによる。

まず、計理士法は、法令そのものに不備があった。計理士法の最大の弱点は、大量に既得権者を無条件で認めたことと、大学または専門学校を卒業しただけで資格が取れることであった。登録料金は20円で、1回それを納めれば永久に計理士と称することができたという(太田1968,79頁)。その結果、1927年から1947年にいたる約20年間に所管官庁(当初は商工省、後に大蔵省)に登録された計理士の総数は、4万数千名に達した(黒澤編1987、9頁)。もちろん計理士試験合格者や、計理士法制定前から自由職業としての会計業務に従事していた有能な職業人も存在していたが、それはきわめて少数の人々であった(黒澤編1987、9頁)。こうした状況下において、計理士が活動する分野は小規模事業か又は個人的色彩の強い会社に限られていた(太田1941,41頁)。

そこで「会社経理統制令」による監査担当者として,計理士を任用するについて,長谷川は次のように提案している。

「計理士起用に就いてはその人の人格なり実績によって任命せず現在の計理士を再試験して任用することも一つの行き方である。大蔵省の肝にも, さういふ考がない訳ではないやうである。」(長谷川1941,13頁)

因みに、計理士にとって統制経済は幸いした。すなわち、「臨時資金調整法」や「会社経理統制令」が公布されて、会社の経理に関し官庁や日本銀行に提出したり、報告する計算書類が多くなったが、中小企業で充分な要員を持たないところでは、その仕事を計理士が引受けた(太田1968,170頁)。また、決算に当たっての税務当局への説明資料の作成、および税務当局との話し合い、そして「会社経理統制令」逃れの資本金19万5千円の会社の設立に関する手続代理等が、計理士業務の重大な部分を占めるようになったという(太田1968,170頁)。しかし「会社経理統制令」による経理検査に計理士が動員されることはなかった。

本土空襲の激化等によって、「会社経理統制令」は、その後、改正により条件が緩和されていく。さらに、1944年11月には「会社経理特別措置令」が公布される。最早、経理統制どころではなく、「会社経理特別措置令」の目的は、

戦時災害を受けた企業の救済にあった(鈴木1945,5-6頁)。

VI 結びに代えて

「配当の抑制や給与の限定は将来経済界の平調化に伴って大に緩和せられることがあろう。けれども監査だけは引き続いて行わなければならない。これは決して戦時体制化(ママ)に於いてのみの必要なことではないからである。」(太田1941.37頁)

外部監査の必要性は、単に統制経済に資するという目的だけではなく、日本経済にとってより根本的な問題として一部の識者には戦前から認識されていたことが分かる。しかし一般的には、当時の日本では、独立の第三者の権威に基づく外部監査の制度に関する認識はまったく欠落していた。しかも当時の財界は、むしろ外部監査を否定し、企業の秘密を守り、その安全をはかることこそ、企業の発展にとって必要であるとさえ考える傾向が強かったという(黒澤編1987、8頁)。

「会社経理統制令」第36条にある閣令として「企画院財務諸表準則草案」が 準備された。これは、昭和9年の商工省財務諸表準則が任意適用を前提とした 実験的・教育的性格の基準であったのに対し、強制適用を目指したものであっ た。結局、法的基礎を得られなかったのであるが、例えば資産分類についても 監査を予定した工夫が盛り込まれていたことからも(日本会計研究学会1943,97 頁)、外部監査の実施が目論まれていたことは間違いないであろう。だが、既 述のように、独自の会計監督官を擁した陸軍の経理統制さえ、その実状は必ず しも成功したものではなかった。ましてや一般会社に対する経理統制がそれ以 上の成功を収めたとは考えられない。

第二次大戦終結後、独立会計士による外部監査、財務諸表の様式統一化といった問題は、戦後改革の中で実現していくことになる。例えば、公認会計士制度について、「企業会計原則」をテーマとした1949年の円卓討論において、「企業会計原則」起草メンバーの1人黒澤は次のようにいっている。

「公認会計士制度を確立しなければならないという機運は、わが国において

自然に醸成されつつあつたもので、二三十年来の宿題に対する解答が今日まで持ちこされたものであります。」(日本会計研究学会1950, 69頁)

しかし、証券取引法成立後、すんなりと公認会計士制度が立ち上がって軌道に乗ったのではなく、そこには紆余曲折があった。証券取引法を完全に発動させるために公認会計士が必要となり、急場の策として特別試験の制度が設けられた。つまり、計理士、大学または専門学校で会計学の教授をした者、民間会社の経理に関与した官公吏(主として税務官吏)および会社の会計課長の職務に3年以上勤務した者に対して、特別試験を実施し、合格者は直ちに公認会計士となれることとされた(太田1968,206-207頁)。このように結果として、公認会計士制度については、計理士制度の見直しという、戦前にも主張された提案を一部実行することによって人員が確保された。

また、戦後の証券取引法会計の所轄官庁は大蔵省であり、その主導の下に整備されたこと等、戦中期の「会社経理統制令」下の体制の継続とみなしうる点がある。もちろん、それらは戦前からの外部監査必要論の延長線上に実現したのではなく、戦後改革の一環として、証券取引法を根拠として成立した。つまり、経理統制下の外部監査(経理検査)とは全く異なる「土俵」で展開された制度であった。しかし、戦時下の経理統制の経験を持つ大蔵省のもとに、結果として計理士制度の見直しを織り込みながら成立したのも事実である。

「会社経理統制令」は、まさに1940年に制定されているが、第二次大戦後の 大蔵省主導の証券取引法会計が「1940年体制」(野口1995)の継続であるかど うかという評価は、証券取引法会計の実質についての検証が必要である。

第三十号様式(第四十三条)

会社経理状況報告書															
大臣			殿	ie.	会所	社ノス f 在 場 f 号	所() 1) 2)							
八臣			PSX	MX.		資本金(3)				円 ⁽ 払込)					円
昭和	年	月			代	表者足	天名(4)							(1)
			日		_	話:	_	- 1				担当氏	者名		
					会年	: 社ノ : 月		日							
事 業	第	期	自至						期末		名		末現在 員数	名	
会社ノ営ム 主タル事業(5)												工場又を 付陸軍ス 管理スク	又ハ	海軍ノ 督ヲ受	
主タル株式十名年月日現在の	氏	名				株	式	数		氏		名		株式	弋 数
									\perp						
									\perp						
									1						
									+						
										総株式数ニ対スル割合					
(1)				Т					À	総株式	致二	対スル語	刊台		
	ニ於ケル 経理上特 事項														

(旧字体は常用漢字に直している。)

参考文献

石巻芳男1944「会社経理統制令の重要諸点(1)~(5)」『銀行研究』第47巻第2~6号。

岩田巌1939「陸軍軍需監督官令について」(日本会計研究学会編1939『戦時体制下の会計問 題 森山書店所収)。

上田貞次郎1921『株式会社経済論』冨山房。

大蔵省財政史編集室編1966『昭和財政史』第Ⅱ巻財政機関,東洋経済新報社。

太田哲三1941「経理統制令に於ける外部監査」『一橋論叢』第7巻第1号

- ----1942「我国の外部監査の実情」(日本会計研究学会編1942『会計検査制度及計算 統制] 大東書館所収)。
- ----1968『近代会計側面誌-会計学の60年-Ⅰ中央経済社。

会社経理統制令解説1940『銀行研究』第39巻第6号。

春日井薫1941「経理統制令と資金運用令の指導精神|『銀行研究』第40巻第1号。

久保田秀樹2000「日本型会計制度の成立-企画院財務諸準則の意義---『彦根論叢』第327号。 黒澤清編著1987『わが国財務諸表制度の歩み』雄松堂。

柴田善雅1992「戦時会社経理統制体制の展開」『社会経済史』第58巻第3号。

柴田降一・中村賢治1981『陸軍経理部』芙蓉書房。

鈴木竹雄1945「貸借対照表法の最近の動向|『法律時報』第17号第1号。

千葉準-1994 「国際的環境下における日本会計制度研究の諸問題 | 『会計』第145巻第2号。

- ----1995「日本経済統制期における会社経理統制の展開|『経済と経済学』第78号。
- ----1998『日本近代会計制度-企業会計体制の変遷』中央経済社。

通商産業省編1961『商工政策史』第十一巻, 商工政策史刊行会。

日本会計研究学会編1939『戦時体制下の会計問題』森山書店。

日本会計研究学会1940 円卓討論「陸軍軍需工場利潤統制に就いて」 [会計] 第47巻第1号。

日本会計研究学会1941 円卓討論「会社経理統制令」 【会計」第49卷第4号。

日本会計研究学会編1942『会計検査制度及計算統制』大東書館。

日本会計研究学会1943 円卓討論「企画院財務表諸準則草案」「会計」第49卷第4号。

日本会計研究学会1950 円卓討論「企業会計原則の統一を中心として|【会計」第57巻第1号。 野口悠紀夫1995『一九四〇年体制』東洋経済新報社。

長谷川安兵衛1937「経理命令の発動をめぐつて|『銀行研究』第36巻第3号。

- ----1941「強制経理検査に関する考察」『早稲田商学』第17巻第2号。
- ----1942「財務諸表統一化の戦時的意義」『銀行研究』第42巻第1号。

原征十1989『わが国職業的監査人制度発達史』白桃書房。